

## 令和2年度環境モニタリング調査計画（案）

## 1 水質モニタリング計画の検討内容

## (1) 周辺河川・湧水等

8地点でモニタリングを実施しており、全ての地点・項目において、これまで環境基準値超過はないものの、環境監視のため、令和元年度と同様に実施する。

## (2) 周辺地下水

6地点でモニタリングを実施しており、ア-10については、1,4-ジオキサン濃度の環境基準値超過があったことから、監視強化のため、引き続き1,4-ジオキサンの調査回数を12回とする。また、同地点では平成30年9月に鉛の環境基準値超過があり、今年度、監視強化のため、調査回数を1回から4回に変更したところであるが、令和元年5月にも環境基準値超過があったことから、引き続き調査回数を4回とする。

その他の地点・項目においては、これまで環境基準値超過はないが、環境監視のため、令和元年度と同様に実施する。

## (3) 遮水壁内地下水

## ① 県境部

7地点でモニタリングを実施しており、岩手県側からの影響を観測するため、令和元年度と同様に実施する。

## ② 鉛（参考 図1）

ア-37でモニタリングを実施しており、環境基準値超過はないが、周辺地下水のア-10において、鉛の環境基準値超過があったことから、令和元年度と同様に実施する。

## ③ 砒素（参考 図2）

ア-8でモニタリングを実施しており、環境基準値超過があったことから、令和元年度と同様に実施する。

## ④ 総水銀

ア-37、ア-38、ア-39の3地点でモニタリングを実施しているが、水銀の由来について自然由来と整理されたことから、モニタリングを終了する。

## ⑤ ベンゼン（参考 図3）

県境部の外、ア-43でモニタリングを実施しており、ア-43で環境基準値超過があったことから令和元年度と同様に実施する。

## ⑥ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（参考 図4）

ア-38、ア-39の2地点でモニタリングを実施しており、環境基準値超過があったことから令和元年度と同様に実施する。

## ⑦ ほう素（参考 図5）

ア-8、ア-38の2地点でモニタリングを実施しており、環境基準値超過はないものの、環境基準値より十分低い値ではないことから、令和元年度と同様に実施する。

### ⑧ 1,4-ジオキサン

42 地点でモニタリングを実施していたが、浄化が完了し揚水を停止中の SW-22 及び浄化が完了し揚水した地下水を他の井戸に注水中の SW-26、注水井戸に改造した DW-6、DW-8、DW-10、DW-15、DW-17 についてはモニタリングを終了し、35 地点で実施する。

### (4) pH、電気伝導率

遮水壁内及び周辺部とも各地点で最大の調査回数に合わせ実施する。ただし、電気伝導率の常時監視を実施している地点については常時監視を継続する。

## 2 令和2年度水質モニタリング計画（案）

### (1) 調査地点

別図1～3のとおり

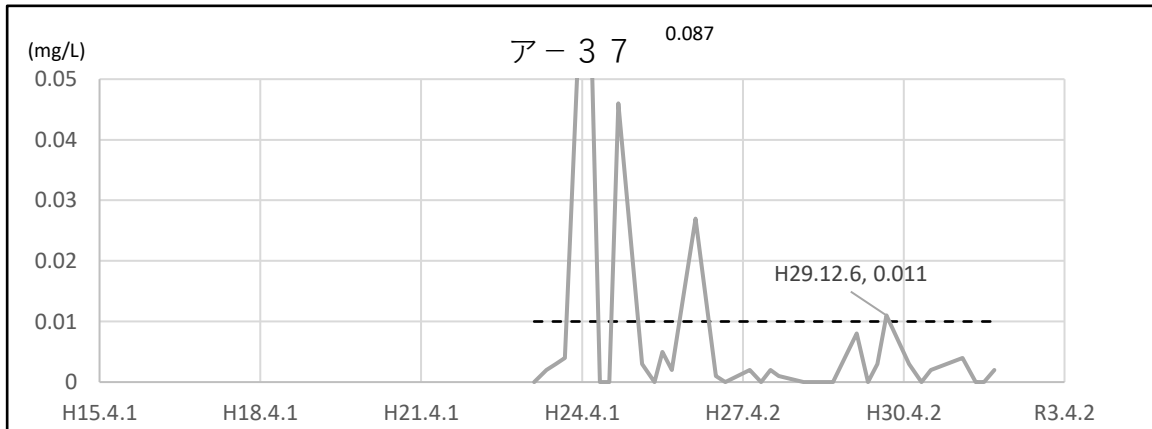
### (2) 調査回数及び調査項目

令和2年度水質モニタリング計画表（案）のとおり

点線は環境基準値

### 鉛

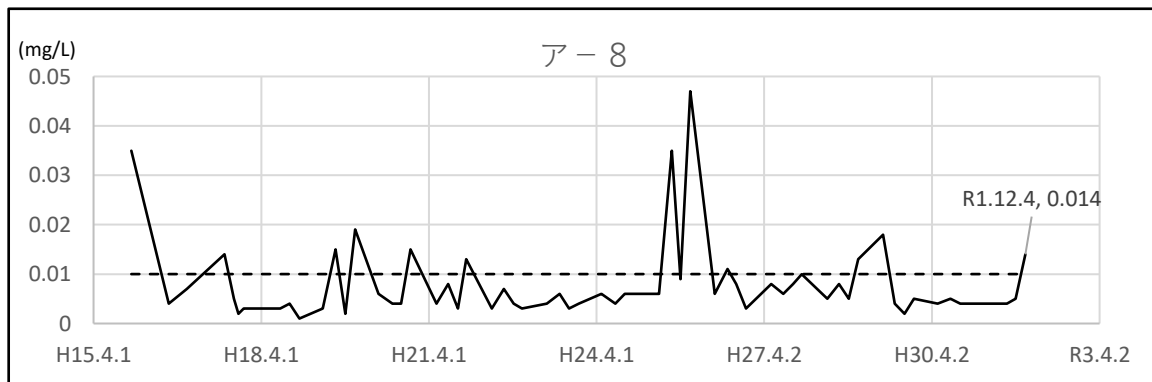
参考 図 1



継続

### 砒素

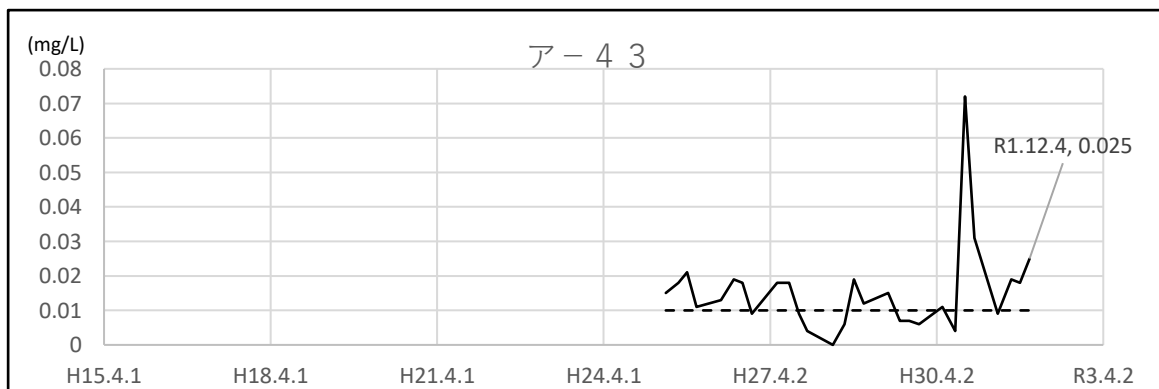
参考 図 2



継続

### ベンゼン

参考 図 3

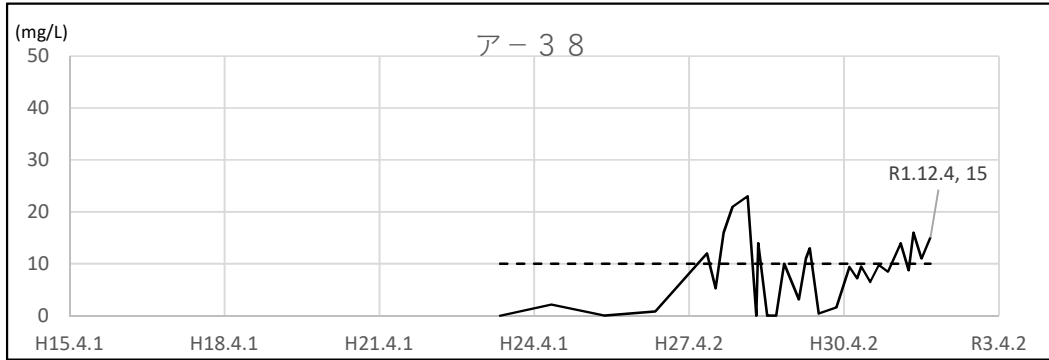


継続

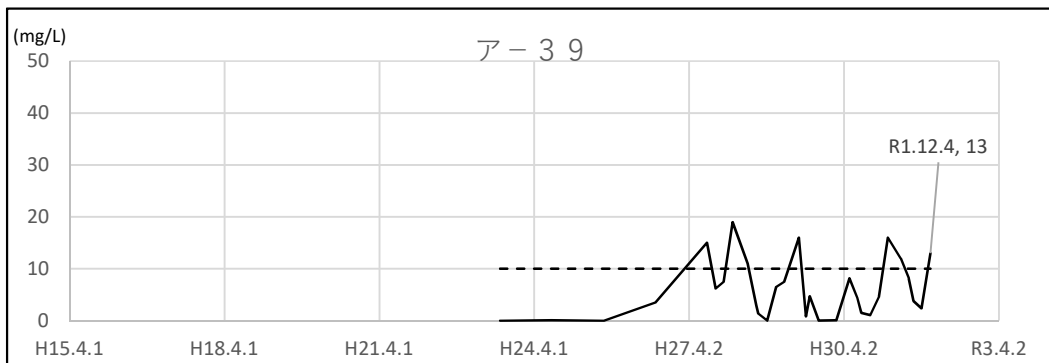
点線は環境基準値

### 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

参考 図4



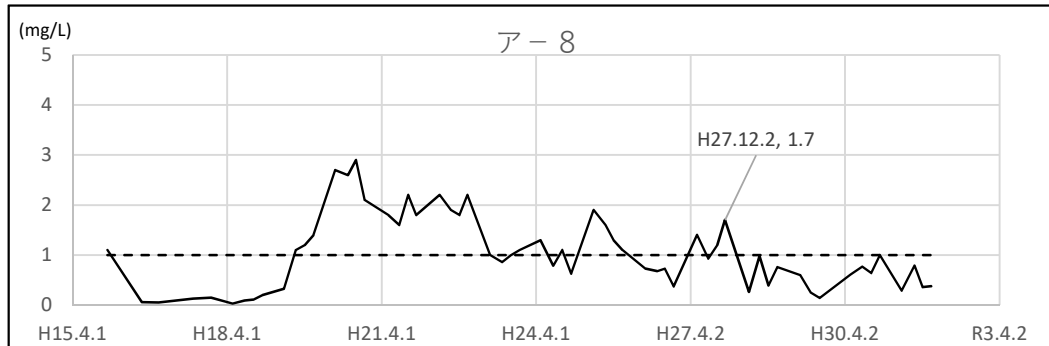
継続



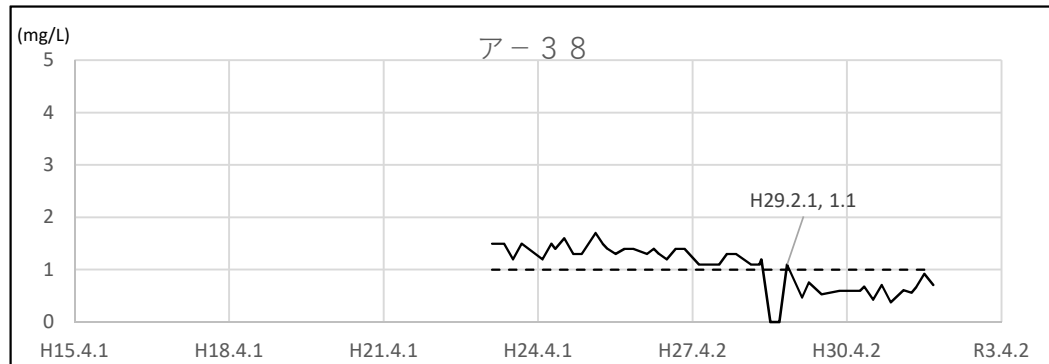
継続

### ほう素

参考 図5

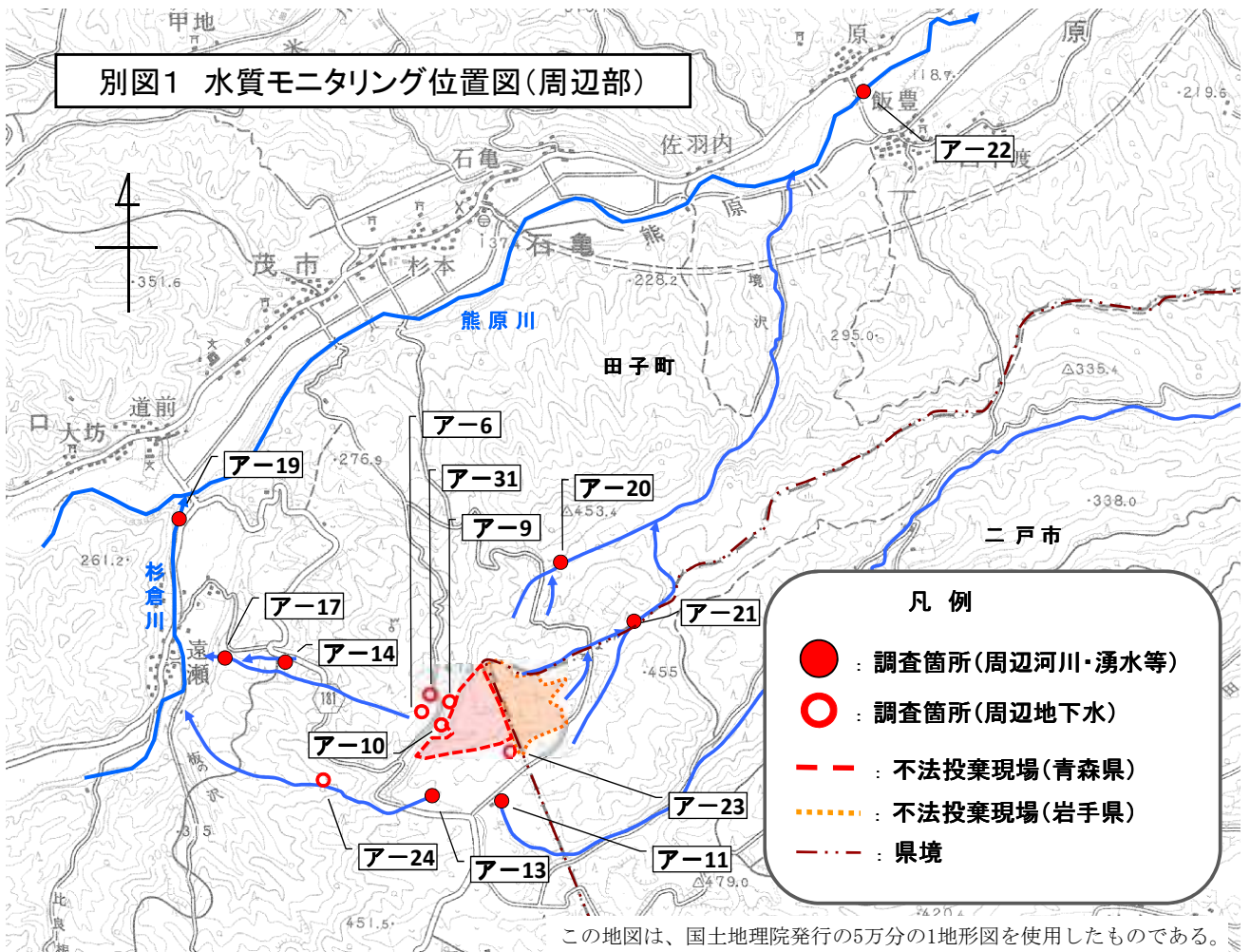


継続

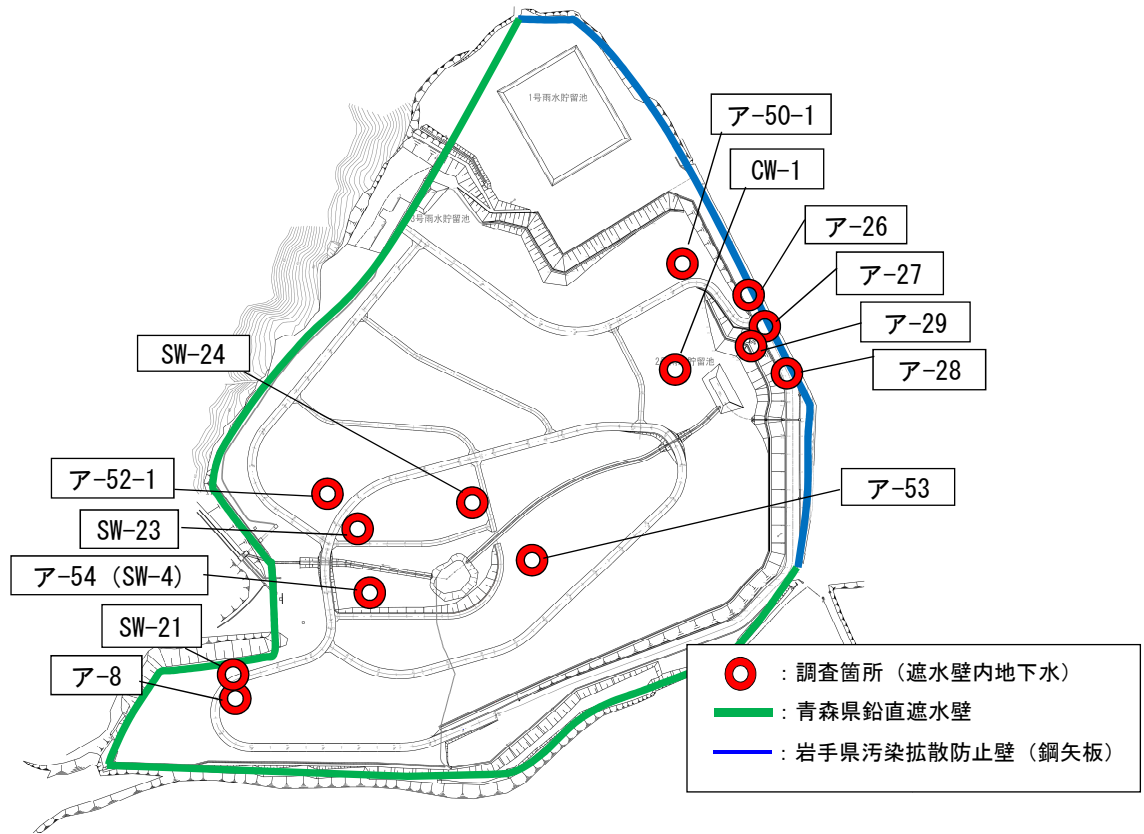


継続

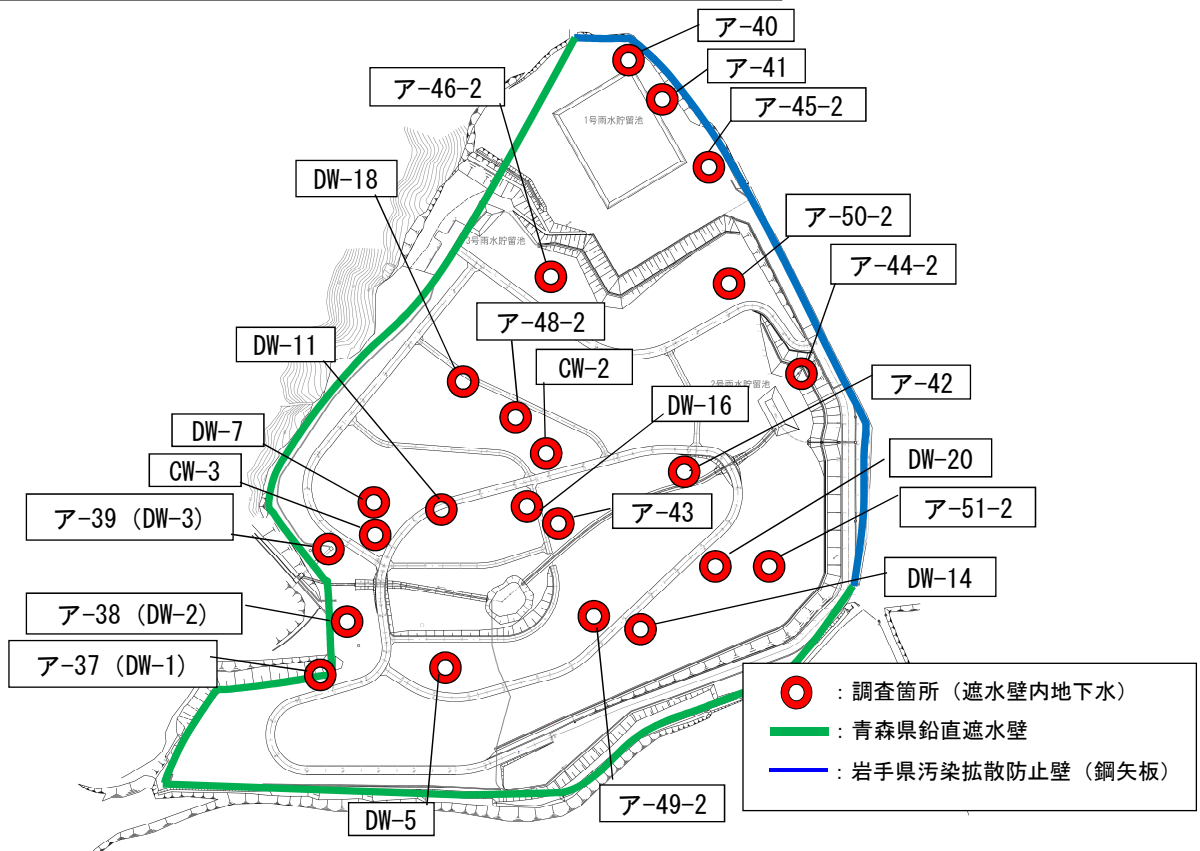
別図1 水質モニタリング位置図(周辺部)



別図2 水質モニタリング位置図(遮水壁内:第一帯水層)



別図3 水質モニタリング位置図(遮水壁内:第二帯水層)





令和2年度 水質モニタリング計画表(案)

No.	測定地点名 (図番号)	採取位置	生活環境項目						健康項目										要監視	その他	備考		
			p	B	C	S	全	全	砒	ク	シ	ト	テ	ベ	硝	亜	ほ	1				ト	キ
			H	D	D	S	素	機	鉛	砒	ク	シ	ト	テ	ベ	硝	亜	ほ	1	ト	キ	電	
周辺河川等	1 水質Dため池(ア-11)	表流水	4						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	4
	2 放流支川下流(ア-17)	表流水	6	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	6	4	1	1	6
	3 杉倉川下流(ア-19)	表流水	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	4	4	1	1	4
	4 境沢中流(ア-20)	表流水	6						1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	6	1	1	1	6
	5 境沢泉境(ア-21)	表流水	12						1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	12	6	1	1	12
	6 熊原川(飯豊橋)(ア-22)	表流水	4						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	4
湧水	7 水質②湧水・牧草地(ア-13)	表流水	4						1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	4	
	8 水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)(ア-14)	表流水	6						1	1	1	1	1	1	4	4	4	6	4	1	1	6	
周辺地下水	9 ラグーン脇No.8井戸(ア-6)	地下水	6						1	1	1	1	1	1	2	2	2	6	4	1	1	6	
	10 場内西側斜面No.15井戸(ア-9)	地下水	12						1	1	1	1	1	1	4	4	4	12	4	1	1	12	
	11 中央谷下流斜面(ア-10)	地下水	12						4	1	1	1	1	1	4	4	4	12	1	1	1	12	
	12 南側泉境地下水(ア-23)	地下水	12						1	1	1	1	1	1	4	4	4	12	12	1	1	12	
	13 南側牧草地下流地下水(ア-24)	地下水	4						1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	4	
	14 ラグーン上流西地下水(ア-31)	地下水	6						1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	6	
	15 堰堤下流南側No.12井戸(ア-8)	地下水	4						4									4				4	
	16 県境-2(ア-26)	地下水	6												4				6				※2
	17 県境-3(ア-27)	地下水	6												4				6				※2
	18 県境-4(ア-28)	地下水	6												4				6				※2
	19 県境-5(ア-29)	地下水	6												4				6				※2
	20 揚水井戸DW-1(ア-37)	地下水	12						4														12
	21 揚水井戸DW-2(ア-38)	地下水	12													6	6	6	12				12
	22 揚水井戸DW-3(ア-39)	地下水	12													6	6		12				12
23 県境-7(ア-40)	地下水	6																6				6	
24 県境-8(ア-41)	地下水	6																6				6	
25 中央谷井戸-1(ア-42)	地下水	6																6				※2	
26 中央谷井戸-2(ア-43)	地下水	6												4				6				6	
27 ア-44-2	地下水	6																6				6	
28 ア-45-2	地下水	6																6				6	
29 ア-46-2	地下水	6																6				6	
30 ア-48-2	地下水	6																6				6	
31 ア-49-2	地下水	6																6				6	
32 ア-50-1	地下水	6																6				6	
33 ア-50-2	地下水	6																6				6	
34 ア-51-2	地下水	6																6				6	
35 ア-52-1	地下水	6																6				6	
36 湧水採水用立管(ア-53)	地下水	6																6				6	
37 揚水井戸SW-4(ア-54)	地下水	12																	12				12
38 揚水井戸DW-5	地下水	12																	12				12
39 揚水井戸DW-7	地下水	12																	12				12
40 揚水井戸DW-11	地下水	12																	12				12
41 揚水井戸DW-14	地下水	12																	12				12
42 揚水井戸DW-16	地下水	12																	12				12
43 揚水井戸DW-18	地下水	12																	12				12
44 揚水井戸DW-20	地下水	12																	12				12
45 揚水井戸SW-21	地下水	12																	12				12
46 揚水井戸SW-23	地下水	12																	12				12
47 揚水井戸SW-24	地下水	12																	12				12
48 集水井戸CW-1	地下水	12																	12				12
49 集水井戸CW-2	地下水	12																	12				12
50 集水井戸CW-3	地下水	12																	12				12

表中の数字は調査回数。「1」は8月、「2」は8,12月、「4」は5,8,10,12月、「6」は5,7,8,10,12,2月に実施。  
 鉛及び砒素については、通常の分析で検出された場合に、メンブランフィルター(孔径0.45μm)でろ過した後の液についても分析を実施する。  
 ※1:法改正により塩化ビニルモノマーから名称変更。(H29.4.1~)  
 ※2: No.11(ア-10)、No.16~19(ア-26~29)、No.25(ア-42)の地下水位及び電気伝導率は常時監視。